

会 議 記 録

会議名称		第５回北本市空家等対策協議会	
開会及び 閉会日時		平成３１年３月１９日（火） 開会：午前１０時００分　　閉会：午前１１時００分	
開催場所		庁舎２階会議室２－Ａ・Ｂ	
議長氏名		会長　現王園孝昭	
出席 委員（者） 氏　　名		現王園孝昭、谷津英治、伊藤亥一郎、柴崎幹夫、 中村健士、高橋久雄	
欠席 委員（者） 氏　　名		なし	
説明者の 職　氏　名		都市計画課　課長　佐々木道 主幹（GL）　山本浩之、主幹　中村　健	
事務局職 員職氏名		都市計画課　課長　佐々木道 主幹（GL）　山本浩之、主幹　中村　健	
会 議 次 第	1	開　　会	
	2	会長挨拶	
議 事	3	議　　事	
		(１) 北本市空き家バンクの開設について	
		(２) 北本市空家等の適切な管理に関する条例について	
		(３) 空き家対策取組状況について	
		(４) 空き家の事例報告について	
第		(荒井３丁目、本町５丁目、西高尾２丁目)	
	4	閉　　会	
配布資料		・ 会議次第 ・ 資料１：北本市空き家バンク制度の概要 ・ 資料２：「北本市空き家バンク」の仕組み ・ 資料３：空き家バンク制度実施工程 ・ 資料４：空き家条例の構成 ・ 資料５：県内の条例比較 ・ 資料６：平成２８年地方分権改革に関する情報提供１ ・ 資料７：スケジュール（案） ・ 資料８：空き家関係補助事業一覧 ・ 資料９：改修補助事業の概要 ・ 資料１０：解体補助事業の概要	

	・資料 1 1 : 北本市空き家等対策の状況 ・資料 1 2 : 空き家の事例報告について（荒井 3 丁目） ・資料 1 3 : 空き家の事例報告について（本町 5 丁目） ・資料 1 4 : 空き家の事例報告について（西高尾 2 丁目） ・当日配布資料 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する長屋等の所有者に関する情報の内部利用について
--	--

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
課 長	1 開会
会 長	2 会長挨拶（現王園市長から挨拶）
課 長	3 議事 それでは、北本市空き家等対策協議会規則第7条の規定に基づきまして、会長が議長となりますので、議事進行についてお願いいたします。
議 長	議事進行については、私の方で進めさせていただきます。 「次第3 議事」ですが、本日は4件ほどございますが、議事に先立ち、「議事（4）空き家の事例報告について」につきましましては、内容の一部に個人情報に関する事項がありますので、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」第2条に基づき会議の公開又は非公開を委員の皆様にお諮りすることになっております。 そこで、議事（4）につきましましては非公開としたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。
議 長	＜委員の意見確認＞意見等なし
議 長	特に異議はございませんでしたので「議事（4）」につきましましては非公開とさせていただきます。
議 長	それでは、議事「（1）北本市空き家バンクの開設について」事務局より、説明をお願いします。
議 長	＜事務局説明＞
議 長	事務局より「議事（1）」の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<質疑・応答>質疑等なし
	特に質疑がございませんでしたら、議事（１）は終了とさせていただきます。
	続いて、議事「（２）北本市空家等の適切な管理に関する条例について」事務局より、説明をお願いします。
	<事務局説明>
議 長	事務局より「議事（２）」の説明がありました。
	委員の皆様、何か質問等はございますか。
伊藤委員	緊急安全措置で対応すると費用がかかることがあると思う。
	市の負担がないようにしたほうがよいと思うが、費用請求について、条例で定めないと費用請求ができなくなるのか。
主幹（GL）	明文化されていなくても費用請求は可能と思う。実際に費用の回収ができるかどうかは別として、費用請求の規定を設けたいと考えている。
中村委員	条例には費用請求についても入れておいた方がよい。
伊藤委員	今回の条例は応急措置については事前に所有者に伝えるのか、それとも、措置をした後で通知するのか。緊急を要するので事後になると思うが。
主幹（GL）	事後通知することを考えている。所有者を確認するには時間がかかるため、緊急性がある場合、事前では対応できなくなる。
伊藤委員	事後通知のほうがよい。資料６の９、１０ページの事例では、所有者に事前通知をしてからの対応になっているが、緊急対応が

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
伊藤委員	できなくなることが考えられる。
主幹 (GL)	適正な管理がなされていない空き家所有者に対し応急措置をすることとなるので費用を請求することについては、同意を得ることは難しいと思う。費用負担に同意するのであれば、自身で既に対応をしていると思われる。
	また、応急措置について、隣が民地の場合は想定しておらず、そのような事例は民法で対応してもらうことを考えている。
	民間と公共、例えば、空き家と道路、公園等で通行人などの市民に被害が及ぶ場合を想定している。
議 長	他にございますか。無いようでしたら、続いて、議事「(3) 空き家対策取組状況について」事務局より、説明をお願いします。
	<事務局説明>
議 長	事務局より「議事 (3)」の説明がありました。 委員の皆様、何か質問等はございますか。
高橋委員	老朽空き家の補助事業はいつから申請を受け付けるのか。また、市外の方が市内の空き家を所有している場合でも対象になるのか。
主幹 (GL)	4月より申請受付を開始する。もちろん、市外の方でも市内の空き家所有者であれば対象になる。
伊藤委員	補助の要件は特定空家とは分けているということか。
主幹 (GL)	特定空家とは分けている。空き家を適正に管理している方が補助の対象にならないと不公平感があると考えた。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
谷津委員	予算は確保できたのか。また、周知はどのようにするのか。
主幹 (GL)	予算については昨日、確定した。周知はリーフレットを関係団体に配布して、また、ホームページにも老朽空き家のページを掲載する。
中村委員	どの程度の申請を見込んでいるのか。
主幹 (GL)	対象となる空き家は市内に 150 棟くらいあると思うが、予想はつかないところである。同規模の自治体では年間 6, 7 件程度である。
議 長	議事 (4) 空き家家の事例報告について [非公開]
議 長	議事全体を通しまして御質問、御意見などございますか。
議 長	<質疑・応答> 質疑等なし
議 長	無いようでしたら、これをもちまして「次第 3 議事」は終了とさせていただきます。
課 長	ここで、議長の任務を解かせていただきます。慎重なご審議、ありがとうございました。
課 長	これより進行を事務局に戻します。
課 長	4 閉会
課 長	以上を持ちまして、第 5 回北本市空家等対策協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。
議事のとん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。	
平成 27 年 10 月 25 日 会長 現 玉 園 秀 昭	